

## Roxy AI 試行ライセンスソフトウェア使用規約

本規約は、株式会社 Roxy（以下「丙」という。）が著作権を有する Roxy AI 試行ライセンスのソフトウェア使用権の許諾に関する条件を定める。

販売代理店（以下「甲」という。）はソフトウェア使用者（以下「乙」という。）に本規約の内容を説明し、乙は本規約に同意した場合にのみソフトウェア使用権を購入し使用を開始することができる。

上記乙の同意をもって、本規約に定めるソフトウェアの使用契約（以下「本契約」という。）が成立するものとする。

### 第1条（定義）

本契約においては、以下の定義が適用される。

「本件ソフトウェア」とは、丙が著作権を有する別紙記載のコンピュータ・プログラム（以下「本件プログラム」という。）、本件プログラムが含まれるファイル、ディスク、CD-ROM 及びその他の媒体物並びに本件プログラムに関する仕様書、説明書、手順書、規則、マニュアル及びその他一切の関連資料をいう。なお、本件プログラムに関するサンプルプログラム（以下「本件サンプルプログラム」という。）、及び OSS 等別ライセンスに基づくライブラリ等は、本件ソフトウェアには含まれないものとする。

### 第2条（使用許諾）

1 丙は、乙の申請に基づき、乙に対し、申請台数のコンピュータ上の本件ソフトウェアに係る非独占的な使用権（以下「本件ソフトウェア使用権」という。）を許諾する。本件ソフトウェアの使用料は無償とし、使用期間は1ヶ月と定める。

2 乙は、本件ソフトウェアの使用を日本国内に限るものとし、本件ソフトウェアを日本国外に持ち出さないものとする。

### 第3条（本件ソフトウェアの権利関係）

乙は、本契約に基づき本件ソフトウェア使用権のみを取得し、本件ソフトウェアに関するその他一切の権利は、丙に帰属する。

### 第4条（ライセンス発行手続）

甲は、本契約締結後すみやかに、乙に代わって、丙よりライセンス証の発行を受け、乙に引き渡すものとする。

### 第5条（禁止事項）

乙は、本件ソフトウェアについて、丙の事前の書面による同意を得ずに以下に掲げる行為をすることはできないものとする。

- (1) 本契約に定められた目的及び条件以外で本件ソフトウェアの全部又は一部を複製すること
- (2) 本件ソフトウェアの全部又は一部を改変・翻案すること
- (3) 本件ソフトウェアの構造・機能・処理方法等を解析し、又は本件ソフトウェアのソースコードを得ようすること
- (4) 本件ソフトウェアの全部若しくは一部を、他のソフトウェアに組み込み、又は他のソフトウェアの全部若しくは一部を本件ソフトウェアの一部に組み込むこと
- (5) 本件ソフトウェアの知的財産権表示を削除・改変すること
- (6) その他、本契約で明示的に許諾された範囲を超えて利用又は第三者に利用させること

#### 第6条 (解除)

- 1 甲及び乙は、当事者の方に、本契約に違反する行為があり、相当期間を定めて行った通知催告後もその行為が是正されない場合、他方当事者は、本契約を解除することができるものとする。
- 2 甲及び乙は、当事者の方に、次の各号に定める事由の一つが生じたときは、他方当事者は、催告なしに、直ちに本契約を解除することができるものとする。
  - (1) 重大な過失又は背信行為があったとき。
  - (2) 事業の廃止、解散等の重大な変更の決議をしたとき。
  - (3) 反社会的勢力であること又は反社会的勢力と密接な関係を有する事が判明したとき
  - (4) その他、前各号に準じる事由が生じたとき

#### 第7条 (有効期間)

- 1 本契約の有効期間は、甲乙が本契約に同意した日から、第2条第1項で定めた使用期間とする。
- 2 本契約が期間満了、解除等により終了した場合であっても、本項、第8条(契約終了後の措置)、第11条(誠実協議)の規定は対象事項が存在する限り、なお有効に存続するものとする。

#### 第8条 (契約終了後の措置)

本契約が終了した場合、乙は、本件ソフトウェアを速やかに甲に対して返却又は廃棄するものとし、その旨甲に対して速やかに報告するものとする。

#### 第9条 (権利義務譲渡等の禁止)

甲及び乙は、本契約上の地位並びに本契約から生じる権利及び義務を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡してはならず、又は担保に供して

はならない。ただし、甲又は乙に合併、事業譲渡その他の企業再編が生じる場合はこの限りではない。

**第10条 (損害賠償の特約)**

甲及び丙は、乙の本件ソフトウェアの使用に関し、一切の損害賠償責任を負わないものとする。

**第11条 (誠実協議)**

本契約に定められていない事項又は解釈上疑義が生じた事項については、その都度、甲乙誠意をもって協議決定する。

2020年4月30日制定  
2020年5月20日改訂